

第9章 乗車券類等購入予約カード

（乗車券類等購入予約カードの取扱い）

第306条 平成12年10月13日までに発売した乗車券類等購入予約カード（以下「カード」という。）は、平成12年10月14日以降も有効として取扱う。

（カードの機能および取扱額）

第306条の2 カードの種類および発売額は、次のとおりとする。

種 類	カードの表示	発 売 額
1,000円券	1,000	1,000円
3,000円券	3,000	3,000円
5,000円券	5,000	5,000円

2 前項によるほか、別に定めるところにより、500円券を設定し、発売することがある。

（乗車券類等との引き換え）

第306条の3 カード所持者は、カード用の乗車券自動印刷発売機によって発売する乗車券類等と引き換えまたは自動精算機によって精算することができる。

2 カードの表示額または残額が、引き換える乗車券類等の金額または精算額に満たない場合は、別に現金または別のカード（1枚に限る。）を当該乗車券自動印刷発売機または自動精算機に追加することにより乗車券類等と引き換えまたは精算することができる。

3 前2項の規定により、カードで乗車券類等の引き換えまたは精算を取扱う駅は別に定める。

(カードが無効となる場合)

第306条の4 カードを不正行為の手段として使用したときは、無効として回収する。

(カードの様式)

第306条の5 カードの様式は、別に定める。

(再発行および払いもどし)

第306条の6 旅客は、カードの紛失等による再発行の請求をすることはできない。

2 旅客は、使用開始前または使用開始後のいずれであっても、カードの払いもどしを請求することはできない。